

第一類 第六号

衆議院 第百九十二回国会 文部科学委員会 議録 第五号

五

号

平成二十八年十一月二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 永岡 桂子君

理事 上川 陽子君

理事 前田 一男君

理事 山本ともひろ君

理事 長島 昭久君

理事 青山 周平君

理事 池田 佳隆君

理事 大串 正樹君

理事 木村 弥生君

理事 工藤 彰三君

理事 下村 博文君

理事 谷川 とむ君

理事 門山 宏哲君

理事 尾身 朝子君

理事 岩下 昌平君

理事 真利君

理事 秋本 真利君

理事 岩下 昌平君

理事 福井 照君

理事 伊東 信久君

同日 辞任 秋本 真利君

同日 辞任 岩下 昌平君

同日 辞任 木村 弥生君

同日 辞任 工藤 彰三君

同日 辞任 田中 真理君

同日 辞任 富岡 勉君

同日 辞任 松本 元君

同日 辞任 太田 和美君

同日 辞任 吉田 豊史君

同日 辞任 坂本祐之輔君

同日 辞任 平野 博文君

同日 辞任 梶口 尚也君

同日 辞任 吉田 豊史君

同日 辞任 文部科学大臣

同日 辞任 財務副大臣

同日 辞任 文部科学大臣政務官

同日 辞任 文部科学大臣政務官

同日 辞任 政府参考人

同日 辞任 (総務省大臣官房審議官)

同日 辞任 (文部科学省初等中等教育局長)

同日 辞任 藤原 誠君

文部科学委員会専門員 行平 克也君

文部科学委員会専門員 行平 克也君

委員の異動

十一月二日

辞任 安藤 裕君

辞任 木村 弥生君

辞任 八木 哲也君

辞任 秋本 真利君

辞任 岩下 昌平君

辞任 吉田 豊史君

補欠選任 木村 弥生君

補欠選任 八木 哲也君

補欠選任 秋本 真利君

補欠選任 岩下 昌平君

補欠選任 吉田 豊史君

補欠選任 木村 弥生君

補欠選任 八木 哲也君

補欠選任 木村 弥生君

中等教育局長藤原誠君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○永岡委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笠浩史君。

○笠委員 おはようございます。民進党の笠でございます。

○永岡委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笠浩史君。

○笠委員 おはようございます。民進党の笠でござります。

どういった事柄が障壁となつてゐるのか、そういう調査がございますが、各国、やはり教師の仕事のスケジュールとなかなか合わないというようなことが挙げられているわけで、職務が多忙であることが、こういったスキルアップへ向けた職能開発の参加を困難にしている状況というのが明らかにされております。特に日本の場合は、参加国平均が五〇・六%の中での、我が国は八六・四%。これは、やはり教職員の多忙さというものを一つ裏づける調査だと私は思つております。

そもそも、やはりこういう研修を充実させるためには、そういった今の教職員の定数といふこと

ところといった観点からもふやしていかなければなりません」というふうに思つております。

大臣も、概算要求の中での、そういった教職員の定数をしつかりと増員していく、確保していく、

きめの細かい一人一人の子供に対する対応、ある

いは少人数教育、少人数学級、こういったことを

推進する必要性というものについては、大臣自身

も思いがあろうかと思ひますけれども、少人数教

育あるいは補助教員というものをふやしていくこと

いうやり方もあるうかと思います。

まず、そこへ向けた大臣自身のお考えを、端的に冒頭、伺いたいと思います。

○松野国務大臣 おはようございます。

笠先生は、教育分野においても常に建設的な御

提言をいたしておりますことを表すものであります。

教職員定数改善についてであります。

常々、日本の学校の先生方というのは極めて優秀

で真面目な方であると思っておりますし、そこか

ら生み出される指導効果は、世界各国と比較し

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件

○永岡委員長 これより会議を開きます。

(内閣提出第一七号)  
教育公務員特例法等の一部を改正する法律案

この際、お詫びいたします。

法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務

省大臣官房審議官池田憲治君及び文部科学省初等

教育局長

ても大変高いものがあると承知をしております。しかしながら、その成果が教員の現場での長時間労働に支えられているということは問題であると認識をしておりますし、この体制の持続可能性を考えたときにも、これは改善が必要であると認識をしております。

そして、学校現場におきます喫緊の課題に対応するためにも、教員の資質向上とあわせて、チム学校の推進や学校現場の業務改善等の取り組み、次世代の学校に必要な指導体制を構築すること等々を考えても、やはりこのことに対応していくためには、定員をふやして教員の多忙感を抑えいくことが重要なことであると考えております。

来年度の概算要求におきましても、小学校専科指導やアクティブラーニングの視点からの授業改善、発達障害等の児童生徒への通級による指導や外国人児童生徒等の教育の充実、指導教諭の配置促進やチーム学校の実現に向けた基盤整備など、これらの課題に対して定数改善を要求しており、そして、地方が計画的に配置に向けて動けるよう、義務標準法の改正を目指していきたいと考えております。

文部科学省として、学校現場を支援し、子供たちの教育現場を充実していくために必要な教職員定数の確保、充実について、これはもう超党派で先生方に応援をしていただきながら、実現を目指していきたいと考えております。

○笠委員 私も、政務官、副大臣のときに、特に政務官のとき、さうは當時の高木大臣もおられますけれども、私ども、この少人数学級というところでは、小学校一年生、こそこは法に基づいてやったわけです。そして、小学校法改正によってやったわけです。そして、小学校二年生というところまで三十五人以下学級を実現いたしました。ただ、そこから先、残念ながら、その流れというものが今とまっているんじゃないか。

そして、これは大臣も、自民党的大臣の方も、やはり私も、経験からいつても、どうしても財務

省との戦いになるわけですね。その財源というものをどういうふうに確保していくのかということが大きな課題になつてしまります。確かに、毎年毎年の予算の折衝の中で、我々、党派を超えて、与野党を超えて応援はするんだけれども、財政審等々のいろいろな理屈を持ち出して、この委員会でも、そもそもうすでなければならぬのは、本点は指摘をしてきているところです。

私は、そろそろ考えなければならないのは、本当に、これはスピードというのも大事ですから、教職員定数のしつかりとした確保、資質の問題は後ほど議論したいと思いますけれども、やはり一定の数というものが大事です。それを確保することも含めて、やはり教育財源をどのようにしていくのかということを私は考えていく時期に来ていました。

これは、それが目的税として消費税がいいのか、あるいは何らかの教育国債、子供国債、そういうもののをやはり検討するのがいいのか、そこは大いに、党派を超えて議論をしていく流れをもうつくり、一定の財源を確保していく。そして、大胆にこの改革を行い、教員の皆さん方も本当に一人一人の子供たちと向き合える、そういう環境をつくっていくということ、これをぜひやっていきたいなというふうに私は思つておりますけれども、その点についての大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○松野国務大臣 教育は未来への先行投資ということが言われますし、私もそう考えております。この未来への先行投資の意味は、一つは、一人一人の子供たちにとって、その能力、個性を最大限に引き出して充実した人生を送つていただきたいと想ひます。

最も有効な社会政策だと考えておりますし、効果が高い経済政策でもあると考えております。

平成二十九年度の概算要求の具体的な項目として、学ぶ意欲と能力のある学生等が経済的理由に

よつて高等教育機関への進学を断念することがないよう、給付型奨学金制度の創設、無利子奨学金の充実、授業料の減免の拡充などの条件整備、教職員定数の充実、教員の資質、能力向上など、次世代の学校創生のための指導体制強化などを盛り込んでいるところであります。

笠先生のお話にあつたとおり、やはり教育財源、安定した財源を確保していくというのは、ここが一番ポイントとなるところであります。が、ぜひ、各党それぞれに御提言を持ち寄つていただいて、この教育財源の確保に向けて、これも先ほどお願ひいたとおり、この課題も超党派でお取り組みをいただいて、日本の子供たちの将来に向けた有効な投資ができるよう、財源確保に向けて、私たちも努力をしてまいりますし、先生方のお力添えもいただきたいと考えております。

○笠委員 きょうは、忙しい中、大塚副大臣にもおいでをいただいていますけれども、副大臣、我々も随分副大臣にもこの委員会にも来ていただき、いただきたいと考えております。

その当時、当時で議論しました。今の限られた予算の中、一千兆円を超える借金を抱える中で、なかなか我々が思つたとおりの予算を確保できないという現状で、財務省の事情もわかる。しかし、今まで、笠大臣にも、前向きな同じ思いを共有しているということが確認できました。

私どもが、例えば、先ほど申し上げたように、目的税なのかあるのは国債なのか、その方法論といふもの、財源確保に向けた方法はまだ党派を超えて議論をし結論を出していくときに、そのことは財務省としてしつかりと受け入れて、そして、この教職員の定数改善へ向けた流れに含めてこの教育予算をしつかりと充実させるということについては、財務省もまさか反対をされることはないというふうに思ひます。

ただ、これは国会の先生方の御議論、そして国民の、納税者の皆様の御理解が得られるかどうかの一つの考え方としてはあり得ようかというふうに思ひます。

○大塚副大臣 教育予算の確保は財務省との戦いであるということをここでお約束いただきたいと思ひます。けれども、財務省としても、教育は、未だに國債といふことで出しますと、これはせつかり教育投資をした子供たちが将来またそのツケを払わなければいけないとということになつてはいけないと思ひますので、そういうところをどの

本の将来にとつて極めて重要な課題であるということは重々認識をしているところでございます。

一方で、御指摘のように、日本の財政状況は非常に厳しいというのも事実でございまして、こうした観点から、まず財務省として申し上げていることは、とにかく質は、要するに、かけるコスト当たりの質は、もうこれは世界トップを目指してやつていくべきだらう、できるだけエビデンスベースでPDCAサイクルというものを回しながら、教育効果が最も高いものに優先的、重点的に割り振つていくことが必要だらうというふうに考えているということは前提といたしまして、その上で、笠先生おつしやられましたように、何とか財源を確保して教育を充実していきたいという思いはあるわけでございます。

今も、給付型の奨学金の議論などがございますけれども、日々、どうやって財源を捻出しようかということと四苦八苦をしているという状況でございます。

これは必ずしも、一人当たりの公財政教育支出といふことで見ると、OECDの中で、一人当たりではそう悪い方ではないと思うわけですが、それでも、日々、どうやって財源を捻出しようかということと四苦八苦をしているという状況でございます。

ようによく克服していくかといふことも含めて考えていく必要があります。

いずれにいたしましても、超党派の先生方で御議論をいただいているところというふうにお伺いをしておりますので、先生方の御議論もまたよくフォローさせていただきながら、財務省としてもできることを一生懸命考えてまいりたい、このように考へてお考えいただいているところでございます。

○笠委員 毎回同じ答弁で本当にがっかりするところもあるんだけれども、ただ、我々は決して、教育に対する投資は必要だけれども、そのことで借金を重ねていくことはできないし、国民の皆さんに理解をいただいて、国の成長のためにはやはり人づくりなんだということは、これは我々一人一人の議員が、しっかりと国民の皆さんに納得をしていただけたことは我々の責務だと思つておる。そういったことは我々の責務だと思つておきます。

ただ、そういった上で、やはり我々は、しっかりとした教育財源の確保ということをきちんとこれから議論し、また、一つの方向性を出していきたいというふうに思つておりますので、そのときには財務省もしっかりと我々の立場に立つてそういうことを考えていただきたい、そのことを申し上げたいと思います。

それでは、教職員の問題の方に、今回の法案の問題について幾つか御質問したいと思うんです。まず大臣、教職員に求められる資質の部分ですね。全教員に共通に求められる基礎的、基本的な資質、能力を確保するというようなことが今回もこの法案を提出する理由の中にも入っているわけですが、ざいますけれども、大臣の考え方から教員に求められる資質というのは、どのようにお考えなのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○松野国務大臣 教員が備えるべき資質、能力とすることに関する御議論があるかと思いますが、これまで中央審議会の

答申において提言をされたものとして、例えば使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力等が挙げられております。

私も、これらの点というのは極めて重要な点であろうというふうに認識をしておりますし、能力について子供たちが主体的に学んでいくこと、いわゆるアクティブラーニングと言われる方向に向けて

の授業改善、小学校における外国語教育の早期化、教科化などの教育改革や、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、多様な課題に対する対応力が求められていると考えております。

こうした課題に対応するために、さきに申し上げたような教員として不易とされる資質、能力に加えて、平成二十七年の中央教育審議会答申において、「自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である」と示されていると承知をしておりま

す。

○笠委員 今大臣がおっしゃったことは本当にもうともなんですか、本当にこの資質といふものは、これは、先ほど申し上げたように養成段階も大事だし、そして、この研修というものも不断に、やはり教職員の皆さん方が現役である限り、そのときそのとき、あるいは置かれている環境というのも違いますし、しっかりと充実させていかなければならぬわけですから、一

点、今回、十年研修というものを中堅教諭等資質向上研修ということに変えたわけですけれども、

確かに、先ほど申し上げたようないろいろな教職員の多忙を理由に、もう少し時期といふものも

これは法定研修であることは変わりはないわけですね。

○松野国務大臣 確かに、先ほど申し上げたようないろいろな教職員の多忙を理由に、もう少し時期といふのを

ういつた負担の軽減策といふことも一つの狙いかと思いませんけれども、本当にこれでその負担軽減につながるのかなど、私は、そこはちょっと疑問を持っているんです。

その中で、私は、法定研修であるこの中堅どころの大事な時期の研修というものを、果たして今まで将来的にも法定研修であることが必要なかということを問題意識として実は持つております。

将来的にはやはりそれを外してもいいんじゃないか。それぞれの地域の実情、こういったものに応じた形での大胆な見直し、研修は必要なんですかということを問題意識として実は持つております。

よ、しかしそれを法定研修でこの中堅段階での研修を位置づけることが果たしていいのかどうかと、いうことを大臣にお伺いしたいと思います。将来的には、私は、もつと柔軟にすべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○松野国務大臣 まず、笠先生の方から御指摘があつた、今回の十年経験者研修を中堅教職員の研修に変更していくという点でござりますけれども、平成二十六年三月に取りまとめられました教員免許更新制度の改善に係る検討会議の報告においても、十年経験者研修について、免許状更新講習の受講時期と重要な教員の負担感、重複感の解消を図るために必要な措置を講じるということが提言をされております。

こうした提言を踏まえて、これまでにも各都道府県教育委員会において、十年経験者研修の一部について免許状更新講習として認定を受けるなどの取り組みを進めてきたところであります。このたび、法案においては、さらに、十年経験者研修について、実施時期の大幅な弾力化を図り、実施年次に制限を設けない中堅教諭等資質向上研修に改正をしたということでございます。

この法案が成立をすれば、これまで免許状更新講習と重複しやすかつた研修の実施時期を、当該学校や地域の教員の年齢構成を踏まえて調整することができる教員の負担軽減の観点からも効果が期待できるものと考えております。

あわせて、この法定研修のあり方にについてどう考えるかという御質問でありますけれども、教員の研修に関しては、現在、各自治体で行われる研修のほか、教育公務員特例法に基づき、法定研修として、初任者研修、指導改善研修、十年経験者研修が位置づけられております。

このうち初任者研修は、任命権者が、公立小学校等の採用の日から一年間の教諭等に対する実践的指導力と使命感を深めるとともに、幅広い知識を得させることを目的とし、また、指導改善研修は、任命権者に指導が不適切であると認定された教員の指導の改善を図るものであります。いずれも、全国的な教育水準の維持向上の実現に必要不可欠であると考えております。

今般、十年経験者研修を見直して新たに設ける中堅教諭等資質向上研修については、教員の年齢構成など、地域の実情に応じ、その実施時期を強化するとともに、具体的な内容、実施時期については各自治体の判断に委ねることとしております。

これらの法定研修については、いわば必要最低限の全国的な教育水準の維持向上を実現するため構成など、地域の実情に応じ、その実施時期を強化するとともに、具体的な内容、実施時期については各自治体の判断に委ねることとしております。

これら法定研修については、いわば必要最低限の全国的な教育水準の維持向上を実現するため構成など、地域の実情に応じ、その実施時期を強化するとともに、具体的な内容、実施時期については各自治体の判断に委ねることとしております。

○笠委員 私は、研修というものは必要だといふのは大前提なんですか、やはり地域がいろいろ主体的に、ある意味では任命権者がしっかりと、生涯にわたって現職の先生方の研修システムというものを義務づけるということは、国が責任を持ってその義務づけはするけれども、中堅だと

か、今度、十年が中堅といふことになるわけだけれども、その辺は、そういう全体の、生涯にわたってという義務づけにして、その枠組みの中에서도かりとやつていただくといふふうに、さらにもう一步進めていくことが必要なんじゃないかと私自身は考へております。そいつしたことで、それぞの地域性、あるいはまた任命権者である教育委

員会等々が主体的となつてきちつとやつていく形の研修制度といふものを今後検討していただきたいというふうに思つております。

一点具体的に伺いたいんですけれども、今回の制度設計の中では、協議会のあり方といふものが非常に重要になつてくると思うんですけれども、これは形骸化することだけはやはり避けていかないといけないというふうに思つております。

大学等との連携ということが一つの大きな課題となつております。今、横浜市の例なんかを見ると、五十以上の大学と連携をしながら、既に、新しい、まさに一つのモデルケースとしてこのことが進められているわけですから、大学と連携するといつても、できるところと、地域によつてはできないところ、今、都道府県の教育委員会でも、幾つかの教育委員会においてはその連携というものが全くなされていないところもあるんですね。

ですから、そういうところに対しても、その連携を支援するためには、都市部とか、大学が近くにあつたり、いろいろな教諭養成をやつているような大学を抱えているところはいいけれども、なかなか、そういう大学が全国に津々浦々あるのかというと、そうでもない実態も、ばらつきがあると思います。そういう大学との連携に対してやはり文科省として支援をしていかなければ、できるところはできるけれども、できないところは取り残していくことになるんじゃないのかという危惧を持つております。

その連携についての文科省としての具体的な支援、それについてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。  
委員御指摘の点につきましては、今回新たに創設いたしました教育公務員条例法第二十二条の五の中で、その第三号で、その他当該任命権者が必要と認める者、これがその「等」で該当しているものでございます。

さらに、これらの取り組みに加えまして、文部科学省といつましても、仮にこの法案が通つた段階では、施行通知を発出いたしまして教育委員会と大学等の連携を深めることを求めていきたいと考えておりますし、さらに、この法案によって教員研修センターを改組してできる教員支援機構を通じました助言などによって、協議会におきまして、任命権者である教育委員会と大学等の連携がさらに一層深まるように支援してまいりたいと考えております。

○笠委員 やはり、今のお話を伺つても、こういうふうに例えれば周知をしていくとか徹底をしていくと考へております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。  
委員御指摘の点につきましては、まず第

一に、教育委員会と大学等が相互に議論し、協働して教員の養成や研修の内容を協議し、指標を策定するような取り組み、あるいは、いわゆる教師養成塾の取り組みを通して、採用前の学生を大学と教育委員会が連携して育成する取り組み、さらには、学校インターナーシップを教職課程に位置づけて実施するための仕組みの課題を検討する取り組み、あるいは、教職大学院と連携した研修を行なうことによつて、現職教員が勤務しながら専修免許状を取得することを促進する取り組みなどについてござります。

ささらに、これらの中でも、いがでしようか。  
○松野国務大臣 本制度の目的として、やはり、教員の養成と研修を一体的に、そしてそれそれに、大学側にとっても、実際の教育現場の情報をより収集することによって養成課程の効果を上げていただかなければなりませんし、任命権者による研修の中に大学が持つさまざまなノウハウを取り入れていくという相互の向上が望まれるということが目的であります。

加えて、笠先生の御指摘のとおり、これは実際に運用すれば、その中においてさまざまな課題が出てくるかと思います。第一義的にはもちろん任命権者によってなされるものでありますが、文科省としても、現場のこの法律が運用された後の情報に關してもしっかりと交換をしながら、必要な措置をとつてまいりたいと考えております。

○笠委員 大事なことは、横浜だけではなく、なかなか恐らくいいんですけれども、なかなか、そういうことが本当に全国でできるんですかと。そういうことが本当にできるのは、横浜はたくさんあると思いますよ、五十大学以上。まあ、五十大学と連携しているというのはなかなか、これがいいのかから非常に重要であると考えております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。  
委員御指摘の協議会におきましては、任命権者である教育委員会と大学が連携を深めていくことを、教員の養成、採用、研修を通じた教員等の資質の向上に向けた体制を構築していくと、いう観点から非常に重要なことを思つております。

どうかはちょっと私はわかりませんけれども。しかし、そういう状況に置かれていらないところに對して、では人の派遣であるとか、相互交流をしてもらうために何らかの形でやはり文科省がバッケアップしないと恐らくできないでしよう。そういうところに対する具体的な支援をやつてあげないと、ただ単に、やれやれ、こういうふうに頑張つてくれと言つても、私はそれは無理だと思つます。

ですから、そういうところをぜひ大臣、具体的に、この制度が始まるに当つては、各地方の、それぞれの教育委員会の実情、大学との連携についてこういったことをしてほしい、そういうふうな希望をきちんと聞いていただいて、そしてやはりそれはきちんとした形で文科省としてフォローしていくということについてお願いをしたいと思うのですけれども、いかがでしようか。

○松野国務大臣 本制度の目的として、やはり、教員の養成と研修を一体的に、そしてそれそれに、大学側にとっても、実際の教育現場の情報をより収集することによって養成課程の効果を上げていただかなければなりませんし、任命権者による研修の中に大学が持つさまざまなノウハウを取り入れていくという相互の向上が望まれるということが目的であります。

加えて、笠先生の御指摘のとおり、これは実際に運用すれば、その中においてさまざまな課題が出てくるかと思います。第一義的にはもちろん任命権者によってなされるものでありますが、文科省としても、現場のこの法律が運用された後の情報に關してもしっかりと交換をしながら、必要な措置をとつてまいりたいと考えております。

○笠委員 大事なことは、横浜だけではなく、なかなか恐らくいいんですけれども、なかなか、そういうことが本当に全国でできるんですかと。そういうことが本当にできるのは、横浜はたくさんありますよ、五十大学以上。まあ、五十大学と連携しているというのはなかなか、これがいいのかから非常に重要な財政的な問題も含めてできない、あるいは、そういうふうな財政的な問題も含めてできない、あるいは、そういうふうに認識をしております。その意味においては

任命権者が必要とするメンバー、適切に構成をされいくものと期待をしております。

○笠委員 ありがとうございました。

○永岡委員長 次に、畠野君枝君。

○畠野委員 日本共産党的畠野君枝です。

教育公務員特例法等改正案について伺います。子供の教育にとって、すぐれた人間味あふれる教員たちが多くいることは、ある意味で決定的に重要なことです。今回の法案は、その教員たちの養成、研修にかかる重大な法案です。法案が果たしてよりよき教員の確保に資するものなのか、きょうは、ただしたいと思います。

本法案の中心を占める教員の研修から伺います。

日本政府も賛成して行われたILSO・ユネスコの教員の地位に関する勧告は、教員の果たす役割の重要性について強調していますが、その六には何と書いてありますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

日本政府も賛成して行われたILSO・ユネスコの教員の地位に関する勧告は、教員の果たす役割の重要性について強調していますが、その六には何と書いてありますか。

日本政府も賛成して行われたILSO・ユネスコの教員の地位に関する勧告は、教員の果たす役割の重要性について強調していますが、その六には何と書いてありますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、教育公務員の研修につきましては、その職務の特殊性に鑑みまして、ほかの一般公務員と比較して特段の配慮が要請されるとの考え方に基づいて、教育公務員特例法第二十一条により、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定がされています。

このことは、教育の本質は教員と児童生徒の人格的な触れ合いにあり、単なる知識、技術の伝達にとどまらないものであることから、公教育の担い手である教育公務員には絶えず研究と人格の修養に努めることが求められており、この意味において、一般の公務員と比べて研修の必要性が高いものであると認識をしております。

○畠野委員 今おっしゃったことを含めて、規定期定の研究により得られ、維持される、そして受け持つ子供への責任感、それは、まさに専門職と言わなければなりません。

○畠野委員 そのとおりです。教職は、厳しい不思議の研究により得られ、維持される、そして受け持つ子供への責任感、それは、まさに専門職と言わなければなりません。

○畠野委員 そのとおりです。教職は、厳しい不思議の研究により得られ、維持される、そして受け持つ子供への責任感、それは、まさに専門職と言わなければなりません。

○畠野委員 そのとおりです。教職は、厳しい不思議の研究により得られ、維持される、そして受け持つ子供への責任感、それは、まさに専門職と言わなければなりません。

○松野文部科学大臣に伺います。

このILSO・ユネスコの勧告の六を尊重し、生かしていくということでおろしいですね。

○松野国務大臣 この勧告については、決議当時から、法的拘束力はない努力目標としての性格を持つものとして位置づけられてきましたが、決議

に加わった我が国においては、留保条項を除き、この勧告について尊重しているところであり、御指摘のあつたバラグラフ六についても同様でござります。

○畠野委員 松野大臣もお認めになりましたようになります。

一般公務員と教員の研修の違いについて伺います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、教育公務員の研修につきましては、その職務の特殊性に鑑みまして、ほかの一般公務員と比較して特段の配慮が要請されるとの考え方に基づいて、教育公務員特例法第二十一条により、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定がされています。

このことは、教育の本質は教員と児童生徒の人格的な触れ合いにあり、単なる知識、技術の伝達にとどまらないものであることから、公教育の担い手である教育公務員には絶えず研究と人格の修養に努めることが求められており、この意味において、一般の公務員と比べて研修の必要性が高いものであると認識をしております。

○畠野委員 今おっしゃったことを含めて、規定期定の研究により得られ、維持される、そして受け持つ子供への責任感、それは、まさに専門職と言わなければなりません。

○畠野委員 そのとおりです。教職は、厳しい不思議の研究により得られ、維持される、そして受け持つ子供への責任感、それは、まさに専門職と言わなければなりません。

性が尊重されなければならないと思思います。その点で、判決として確定している一九七七年二月十日の札幌高等裁判所判決では、次のように言つております。「教師にとつて研究修養は、自己完成目的に志向された手段であるとともに、教師たる資格を具備するための必要不可欠の要件といいます。法令上は、地方公務員法では研修、教育公務員特例法では研究と修養となっています。

○松野大臣 松野大臣もお認めになりましたようになります。

一般公務員と教員の研修の違いについて伺います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、教育公務員の研修につきましては、その職務の特殊性に鑑みまして、ほかの一般公務員と比較して特段の配慮が要請されるとの考え方に基づいて、教育公務員特例法第二十一条により、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定がされています。

このことは、教育の本質は教員と児童生徒の人格的な触れ合いにあり、単なる知識、技術の伝達にとどまらないものであることから、公教育の担い手である教育公務員には絶えず研究と人格の修養に努めることが求められており、この意味において、一般の公務員と比べて研修の必要性が高いものであると認識をしております。

○松野国務大臣 御指摘の判決は、直接には、教員組合の集会に参加した教員が、当該集会参加について、給与支給の対象たる勤務として行つた研修であると主張したのに対し、同主張を棄却したものであると承知をしております。

本件判決は、児童生徒の人格的完成を担うといふ教職の性質上、教員にはそれにふさわしい能力、識見を有する人格者であることを求められることについて、給与支給の対象たる勤務として行つた研修であると主張したのに対し、同主張を棄却したものであると承知をしております。

○松野国務大臣 御指摘の判決は、直接には、教員組合の集会に参加した教員が、当該集会参加について、給与支給の対象たる勤務として行つた研修であると主張したのに対し、同主張を棄却したものであると承知をしております。

このことは、教育の本質は教員と児童生徒の人格的な触れ合いにあり、単なる知識、技術の伝達にとどまらないものであることから、公教育の担い手である教育公務員には絶えず研究と人格の修養に努めることが求められており、この意味において、一般の公務員と比べて研修の必要性が高いものであると認識をしております。

○松野国務大臣 本法案においては、文部科学大臣が教員等としての資質の向上に関する指標を策定するための指針を定めることとしておりますが、同指針は、あくまで、任命権者が同指標を策定する際に参考する大綱的な指針であります。

当該指針は、教員等に求められる資質や研修内容等を個別具体的に示すものではなく、当該指針によつて個々の教員に対する国の直接的な関与が及ぶものではないことから、御指摘は当たらないと考えております。

○松野国務大臣 本法案においては、文部科学大臣が教員等としての資質の向上に関する指標を策定するための指針を定めることとしておりますが、同指針は、あくまで、任命権者が同指標を策定する際に参考する大綱的な指針であります。

当該指針は、教員等に求められる資質や研修内容等を個別具体的に示すものではなく、当該指針によつて個々の教員に対する国の直接的な関与が及ぶものではないことから、御指摘は当たらないと考えております。

○畠野委員 質問にお答えしていただきたい部分を確認しますと、自由と自主性は尊重されなければならないことは当然であるということだと思いますが、判決の言うとおりに、教員の研修は教員の自由と自主性が尊重されなければならない。ですかね。行政が行う研修といえども、あくまでも教員自身の研究と修養をサポートするものであつて、

大臣、教員研修の自由と自主性の尊重という観点は、自治体が行う行政研修でも尊重されなければならないと思いますが、いかがですか。

○松野国務大臣 教育基本法において、教員は、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならぬとされており、教員等がその時々において必要な資質、能力を身につけることは、教育の充実を図る観点から非常に重要なことがあります。

そうした教員等の研修については、自発的に、その職責的重要性に鑑み、みずから研修するという基本的な態度が必要であると考えており、そのことは、本法案により制度が改正されたとしても、変わるものではありません。

他方、教育委員会は、任命権者として教員等の資質の向上を図る責任を負つております、社会の変化や新しい教育課題等に対応するため、教員等に対して体系的な研修を実施していくだけ必要があるものと考えております。

○畠野委員 確認ですけれども、そうやって行政が行つ研修には、教員の自由と、そして自主性の尊重が入っているということでおろしいですね。

○松野国務大臣 委員の質問の趣旨を私が今正しく理解しているかどうかわかりませんが、もちろん、今までの委員との御議論の中であつたとおり、自主性というのは尊重されるべきであるかと思ひます。

しかし一方で、先ほど答弁をさせていただいたとおり、やはり公務員としての職責の範囲においては、無制限にそれが認められるものではないということだと認識をしております。

○畠野委員 そういうはつきりしない立場ではだめだと思います。きっとと國際的にも、これはやるべきだ、尊重するというふうに言つておるわけですから、それはあまねくあらゆる現場の研修でも尊重されるべきだ、そのことを指摘しておきます。

さて、研修には、行政研修以外にも、校内で先生方が自主的に行つ研修、さらに民間教育団体に生じます。

参加しての研修、教員組合の教育研究集会に参加しての研修など、さまざまな研修があります。しかし一方、教員の多忙化が深刻になつております。それが研修に大きな支障を来しております。

教員の多忙化と研修との関係について、国際調査ではどのような結果が出ていますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の国際教員指導環境調査、いわゆるTALISによりますと、我が国の教員は、他国と比較して、担当教科などの分野に関する知識、理解や指導法、それから生徒への進路指導やカウンセリングなどに對しての研修のニーズが非常に高く、教員の自己研さんへの意欲が高い状況がうかがえるところでございます。

他方、この調査によりますと、研修参加の障壁として、業務スケジュールと合わないと回答した教員の割合が、他国平均五〇・六%であるのに対しまして、我が国の教員の場合は八六・四%と顕著に高い状況でございまして、多忙ゆえに研修への参加が困難な状況がこれによりうかがえるところでございます。

○畠野委員 確認ですけれども、そうやって行政が行つ研修には、教員の自由と、そして自主性の尊重が入っているということでおろしいですね。

○松野国務大臣 委員の質問の趣旨を私が今正しく理解しているかどうかわかりませんが、もちろん、今までの委員との御議論の中であつたとおり、自主性というのは尊重されるべきであるかと思ひます。

○畠野委員 今おつしやつていただきたいTALIS調査、OECD国際教員指導環境調査、これを境の国際比較、二〇一三年調査結果報告書といふことで、国立教育政策研究所が出してあります。

おつしやつたように、日本の教員というのは、本当に、学びたい、研修したいという自主的な意欲が高いいんですね。担当教科の分野に関する知識と理解について五一%が望んでいる、教員の職能開発ニーズで述べております。参加国平均は八・七%。日本は、五一・〇%、断然高い。にもかかわらず、職能開発の参加の障壁、今おつしやつたようすに、職能開発の日程が仕事のスケジュールと合わないということが八六・四%、参加国平均五〇・六%に対して。これも本当に、それぞれが最も高い。研修したくても、忙しくて研修になかなかか参加できないという実態があるということを示しております。もつともな悩みだと思つんです。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

教員全国勤務実態調査があります。多くの先生が過労死ラインで働いているのに、一番肝心な授業準備の時間、子供と接する時間がとれないといふ姿が浮き彫りになりました。

全国調査では、一時間当たりの授業準備は何時間どれていますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の、平成十八年度に文部科学省が実施いたしました教員勤務実態調査によりますれば、小学校では、一週間当たりの授業時数が十六時間三十分に対しまして、授業準備の時間が五時間ジャスト。中学校では、一週間当たりの授業時間が十三時間二十一分に対しまして、授業準備の時間が五時間十六分となつております。

これを、授業一こま当たりの単位時間に換算して申し上げますと、小学校では、一こま四十五分に対して、その三分の一約十四分、中学校では、一こま五十分に対しまして、ちょうど四割の約二十分が、それぞれ授業準備に充てられていてこととなつております。

○畠野委員 授業一こま当たり、授業準備は、小学校で十四分、中学校では二十分ということでした。

では、国の定数配置基準で、この一こまの授業をするためにどれぐらいの準備時間がとれることを目安にしていますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

昭和三十三年のいわゆる義務標準法の制定の当時におきました、一教員当たりの指導時数につきましては教科指導を週二十四時間と想定しておりまして、一日の勤務時間の半分程度を充てるとしておった次第でございます。勤務時間の残りの半分程度につきましては、授業指導の準備などの校務に充てることが適当であるという考え方でございました。

○畠野委員 そうしますと、ちょっと確認ですけれども、一こまの授業について同じ時間が必要だということでおろしいんですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど私の方から御説明申し上げました通り、教科指導が週二十四時間ぐらいを想定しておられます。これが一週間全体の勤務時間の約半分程度でございまして、その残りの半分程度については指導の準備などの校務に充てるということが適当だという考え方で当時は考えていました。これでございまして、當時は週四十四時間勤務でございました。

○畠野委員 だから、では、一こま当たり何分ですか。それはどういうことですか。

○藤原政府参考人 一こま当たりと申しますが、指導時数の想定が勤務時間全体の約半分、それから残りの勤務時間の半分が指導の準備などというところでおざいまして、當時は週四十四時間勤務でございました。

○畠野委員 かつて国会で、我が党の林紀子参議院議員に答えた局長答弁というのがあるんです。それは、昭和三十三年のいわゆる標準法制定における教職員定数を算定するに当たりまして、一時間の授業につきましては一時間程度は授業の準備が必要ではないかと考へて、それをベースに教職員定数を算定したという経緯がある、その考へについて、現在においても、これくらいの時間が必要ではないかと考へていますと云うことです。ですが、そういうことでいいですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、全体としての話を今私が御説明申し上げまして、それを単位時間で割り戻していくば、一時間当たりの指導時数に対しまして、その準備等の校務にかかるものがそれと同程度ということになる計算でござります。

○畠野委員 ということで、数字が出てまいりました。同程度必要なのにさつき言つたように、今は、小学校では四十五分の授業に対して十四分しか準備時間がない、中学校では五十分に対して二十分しかない。準備する時間がとれていないというのが今の実態なんですね。

いい授業のためには準備時間は決定的です。私も、教員をやめた後、授業をどうしようかというのを見つけて、はつと起きて、ああ、今教員じゃ

<p>ないんだとほつとすると。これは本当に一番心血を注ぐものでした。その国の基準が、一時間の授業と同じ時間、一時間準備。ところが、実際には十分しか小学校では準備できていない。</p> <p>松野大臣、準備の時間すらないこの現実ですね。行政研修をこれ以上ふやすことはまずい、むしろ思い切って減らしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>○松野国務大臣 公立学校の教員等の研修に関しては、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、各学校等のさまざまな主体によって行われているものと承知をしております。</p>	<p>今般の法改正によりまして、教員等の任命権者である教育委員会等が、教員等としての資質の向上に関する指標及び当該指標を踏まえた教員研修計画を策定することにより、研修により身につけるべき資質や任命権者が行う研修が明確化されることから、各主体が実施する研修の体系化、効率化が全体として図られ、研修の精選が進むものと考えております。</p>	<p>各教育委員会の行政研修の実施に際しては、こうした今般の制度改正を踏まえつつ、当該教育委員会の責任において適切に判断をしていただきたいと考えております。</p> <p>○畠野委員 教育委員会の適切な判断によると。国はそれでいいんですか。国がこうやって指針を決めていく法案が出されているわけです。研修はいい授業をするためのものでしょ。大目的である授業準備する時間がない。行政研修についてはお任せしますというのはおかしくないですとかということを言つてゐるんです。</p>	<p>必要最低限の国として必要であると考える研修の実施について定めているものであります。加えて、それぞれの任命権者がそれぞれの判断において、これは地域事情、また教員の年齢構成等の要素もあると思います。そういうことを総合的に判断して任命権者が今研修を行つていてる状況でありますので、その判断は当該の任命権者によって適切に行われるべきものと考えております。</p>	<p>○藤原政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>初任者研修の現状の課題につきましては、委員御指摘の、昨年十二月の中教審答申で次のように述べているところでございます。「特に義務教育段階で、初任者をはじめとする経験年数の浅い教員の割合がこれまでになく高くなつてゐる状況下において、初任者に過度な負担がかかつていると判断して任命権者が今研修を行つていてるという指摘もある。また、初任者が授業を担当しつゝ、多くの校内研修や校外研修をこなさなければならぬことが、初任者の消化不良などにつながつていてるという指摘もある。」</p>	<p>以上のように述べられております。</p> <p>○畠野委員 初任者に過度な負担がかかっている、中学校では、五十分に対し五十分の準備が必要なのに、実際は二十分しかとれていない。こここのところをきちっととれるように、しっかりとやるといふうにしていただきたいんですけども、もう一回確認させてください。</p> <p>○松野国務大臣 委員御指摘のとおり、授業に対して十分な授業準備をしていただくことは重要なことです。その点も踏まえて、総合的に任命権者が、今先生は研修との兼ね合いでの御質問をいたしておりますけれども、研修のあり方等、任命権者の判断皆さんから実態と要望を聞いてまいりました。</p> <p>私も、初任研の実態について、何人かの教員の皆さんから実態と要望を聞いてまいりました。初任者研修は、校外の研修と校内の研修に分かれています。ある小学校の先生は、月一回、校外研修のために担任のクラスを離れることが本当にきつかった、ないとき有限つて、起こらなければいいなど思う事件が起つて、離れるときに授業を頼むための教材準備までしないといけない、後</p>
--	--	---	--	---	---

法第一二十三条に基づき、任命権者が、公立小学校等の採用の日から一年間の教諭等に対して、実践的指導力と使命感を深めるとともに、幅広い知見を得させることを目的として、組織的、計画的な研修を行うものです。

近年、多くの都道府県において、初任者の研修内容の確実な習得や、学校現場を一時離れなければならぬことといった負担の軽減を目的として、初任者研修の内容の見直しを進めております。

具体的には、教職大学院と連携した取り組みにより研修内容の充実や運営上の工夫を図ったり、初任者研修のみで若手期間の研修を終えるのではなく、二年目研修や三年目研修を実施したりするなど、多くの改善例が見られます。

文部科学省としては、今後、より一層初任者研修の実施時期や研修の内容について弾力的な運用が図られるよう、各地域の好事例を発信するとともに、モデル事業の実施等を通じ、初任者研修の充実をさらに進めてまいります。

○畠野委員 二年、三年に分けたという教員の話も伺いました。二年目、三年目にも担任する子供を置いて校外の研修に行かなくちゃいけない、かえって、その分期間が長くて大変だったという声も聞きました。本当に、現場の若い教員たちの声をきつちりと聞いて対応していただきたいと思うんです。

それで、先生方の、教員たちの話を聞いていて、さらに気になることがありました。それは、初任者研修における高圧的な態度です。

今おっしゃったように、初任者研修を受ける一年間はちょうど条件つき任用の期間です。ある教員からは、初任者研修に行くたびに、仮採用だからねと言われるというのがつらかったと。つまり、言外に、いつでもやめさせることができるという圧力があるわけですね。

校外研修で一部の指導の教員がそういう高圧的な態度や物言いをする。退勤時間の時刻になつても終わつてくれない、休憩なしでぶつ続けてやらされる。体育館の講話では、椅子もなしに、足を伸

ばして体育館座りを強制された。スツ姿だから、スカートの女性にとってはセクハラじゃないかという事態が起きていた。それから、クールビズを推奨している自治体で夏の研修があつて、クーラーが故障してしまった、でも、研修は身なりからといって、猛暑にもかかわらず、ジャケットの着用を義務づける。

こういう、パワーハラではないかと言わざるを得ない、上から目線の研修が横行しているのではないかと言わざるを得ません。その殺し文句が、初心者研修のみで若手期間の研修を終えるのではなく、二年目研修や三年目研修を実施したりするいかと思わざるを得ません。その殺し文句が、初心者研修でパワーハラまがいのことを行なうなどといふことはあつてはならないことだと思いますが、いかがですか。

○松野国務大臣 公立小中学校等の条件つき採用者研修でパワーハラまがいのことを行なうなどといふことはあつてはならないことだと思いますが、いかがですか。

○松野国務大臣 公立小中学校等の条件つき採用期間にある初任者に対する初任者研修での指導教員の指導助言については、初任者の意欲を大切にし、その自主性を育てるような形でなされることはあります。

○パワーハラスメントについて、研修の場であつても、その防止に努めるべきことはもう当然であり、文部科学省としては、パワーハラスメントの防止にかかる情報提供等を通じ、引き続き各教育委員会に適切な対応を促してまいります。

○畠野委員 しっかりと、その防止に努めたいと思います。この件については、研修の場であります。こういった状況が各地で横行しているといふことです。

条件つき任用という制度も、国が初任者研修と一緒に、現場の反対を押し切つて導入した制度です。そういうもとでこういうことが起きていることがあります。こういうふうにあつたんですけども、教職員数というものは初任者研修に行っている人数ですか。そうじゃないですよね。一般的なものですか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

たくさんつけて分限免職にしたのに対し、その処分は裁量権の誤った行使として違法と判断されました。

確定した二〇〇九年六月四日大阪高等裁判所の判決は、一年目の教員について次のように言っています。今後研さん等に努めて成長していく過程の者である、このように言って、個々の事象の評価、つまり学級崩壊になつたとかということに過度にかかわるものではなく、一定時間の経緯の中で評価すべきだとして、学級崩壊などに対するもの、管理職らの指導、支援体制も必ずしも十分ではなかつたなどの事情を指摘して、京都市の主張を退けました。

松野大臣 初任の教員を、今後研さん等に努めて成長していく過程の者として温かく支援することが研修に必要だと思いますが、いかがですか。

○松野国務大臣 本判決において、条件つき採用期間中の教員は、教員として十分な経験を経た者が研修に必要だと思いますが、いかがですか。

○松野国務大臣 本判決において、条件つき採用期間の者であるから、当該期間中の職務成績が、経験のある教員と比した場合、必ずしも十分でなかつたとしても、直ちに分限免職の対象になるとは言えず、教員として将来成長していくだけの資質、能力を有するか否かという観点から判断すべきであります。

○畠野委員 しっかりと、その防止に努めたいと思います。こういう実態が各地で横行しているといふことです。

初任者研修については、教員として将来成長していくために不可欠な実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得るために実施しております、このような趣旨を踏まえ、適切に任命権者において実施をされていると承知をしておりま

す。

○畠野委員 国がつくった制度ですから、国として責任を持ってきちつとやつていくことが必要だと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

次に、それでは、その初任者研修にとつての、それを支える条件整備、これがどうなつていてかと、その根柢は、最初から述べているように、教員の自由と自主性を尊重する、それがあつてこそ、現場で子供たちに接する、生徒たちに接する、その教員の資質も高まって子供たちのためになる、そのための研修であります。

○畠野委員 そうすると、もう一回確認ですが、わかりやすく言つていただけますか。

○池田政府参考人 初任者研修に伴う講師の数、あるいは初任者研修を受けれる数ということではなく、小学校費あるいは中学校費を算定する際の測

定単位として用いております教職員数に応じて算定をしているものでございます。

○畠野委員

つまり、それでは充てていたかもしないですね、一般財源化して、補充がちゃんと算定されていないということですよね。だめですかね、これでは。

私、文科省にはきょうは聞きませんが、そういう実態もちゃんと後補充ができるのかといふのもやつていただきたいと思うんですが、その確認だけ、お答えください。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の点につきましては、現時点において必ずしも十分文部科学省において把握をしているわけではありませんので、さらなる実態の把握について努めてまいりたいと考えております。

○畠野委員 ゼひ進めてほしいんです。ここが曖昧になつてますよ。国がやるべきことが自治体任せになっている、三位一体改革でそういうふうにしてしまつたということです。私が伺つた例では、かわりの教員が全く配置されない。だから、半年間ずっと自習になつてました。初任者研修に教員が出ている間の授業です。もう授業が進まない。子供たちにとつて、本当に深刻な事態が現に生まれているんです。

これは 手当を含めて、今まで曖昧になつていたことにメスを入れていただいてやらなくちゃいけないということは指摘しておきますが、そういう手当でがない中で研修に出すということ自身が問題ですから、そういうことはもつと検討する、改善する、弾力的に運用するということをきちっと、子供に支障が出ないよう手当てをすることももちろんなんですか。

○松野国務大臣 既に答弁をさせていただきましたが、初任者研修、校外研修に参加する際の補充のための非常勤講師の雇用に関する経費は、これまで含めて初任者が一万九千三百四十九人、小中学校の指導教員が三千四百五十九人現状、

文科省の方として正確にそれを把握しております。

しかし、研修の重要性もお話をさせていただきますが、それと同時に、学校現場で子供たちの

学習に支障が出るということでは本末転倒でありますから、これは地財措置でございますので、第一義的には地方の任命権者によつてなされるものであります、適切な措置がなされるよう、私も促してまいりたいと考えております。

○畠野委員 そうですね。穴があいてれば、さちつとそれを埋めるようにする、それは初任者研修をつくった国の責任ですから。同時に、現実にそういう穴があいていたら、いろいろな手立てがあるでしょう。研修の問題も、もっと縮小するとか。何よりも、授業準備に本当に邁進できるようにしてあげるということが、とりわけ一年目の教員にとって大事だと思うんです。

さらに初任者には、現在、初任者指導専門の教員として、拠点校指導教員がつく制度だというふうに伺いました。初任者四人に一人の指導専門の教員がつくということです。一日に一人ずつ回つて四日間、あとの一日前で今後の指導方向を考えるというふうに伺いました。

この制度が導入された二〇〇三年当時の初任者数と指導教員の定数はどうなつてましたか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員お尋ねの平成十五年度につきましては、現在と比較が可能なデータがとれておりませんの

で、平成十六年度の数値でお答え申し上げたいと

思います。

当該年度におきましては、初任者研修の対象者の人数が、義務教育段階、高等学校段階を含めて合計一萬九千三十九名となつております。それに

採用人数がふえており、初任者研修の対象者がこ

の十年間で一・五倍になつたことは、委員御指摘

のとおりでございます。

このような中、若手教員の育成の強化を図るために、二年目、三年目研修を実施するなど若手教員のための研修を継続して実施する例や、メンター

といふお答えでしたね。

では、直近の初任者数と指導教員の定数はどうですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

現在集計できている直近のデータは平成二十六年度でございますが、初任者研修の対象者の人数

が、義務教育段階、高等学校段階を含めて二万八千五百十二名となつております。また、初任者研修に係る指導教員の加配定数につきましては、義務教育段階でございますけれども、三千四百五十名となつております。

○畠野委員 初任者が、高校まで含めて、二〇〇四年の段階では一万九千三十九人だった、それで、現在が直近で二万八千五百十二人になつた、一・五倍に初任者がふえている。ところが、指導教員、これは義務教育段階、小中学校ですけれども、二〇〇四年が三千四百五十九人、直近でどうかといふと、三千四百五十九人、全く一緒ですよね。

初任者数が一・五倍、これは高校を含めたトータルで、後でまた分けて伺わなくちゃいけないですが、しかし、指導教員は小中学校を見ても全然ふえていない、全く末尾までびつたり同じ。しかも、初任者数がふえることはわかっているわけです。これまで計画的な教員の定数改善をやつてこなつたツケが、今、回つてているということです。そういうことがわかつていながら、指導教員の増員についても、あるいは三十五人学級の推進についても、概算要求もしていないということがあります。

指導教員、どうされるつもりですか。松野大臣

に伺います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、初任者教員に対する指導教員につきましては、過去十五年間、同じ数字になつております。来年度、平成二十九年度の概算要求も同数を求めているところでございます。

ただ、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたとおり、指導論議について、新しい加配制度の要求をして、増の要求を来年度の概算要求としておられます。

これら両方を組み合わせて今後対応していくべき考え方を組み合わせて今後対応していくべきと考へておりますが、また、委員御指摘の指導教員につきましては、さらに今後のあり方を踏まえ対応していきたいと思います。

○畠野委員 私は、そもそも初任者研修の問題、そのものの問題点があると思います。無理なんで

方式により、校内のベテラン、ミドルリーダークラスの教員が、若手教員のみならず、臨時的任用や非常勤の教員も含めて研修を行い、成果を上げていく例も見られます。

このため、文部科学省としては、初任者研修のための加配措置に加え、平成二十九年度概算要求において、他の教員に対して指導助言できる指導論の配置促進を目的に新たな加配制度を要求しているところであります。今後とも、教員の資質の向上に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○畠野委員 驚くべき数字をもらいました、文部科学省から。

初任者研修に係る教員加配についてですけれども、二〇〇二年、これは三千四百五十九人なんですね。二〇〇三年、三千四百五十九人なんです。それで、先ほど言った二〇〇四年、三千四百五十九人なんです。毎年毎年三千四百五十九人なんですね。十五年間ずっと同じなんです。初任者研修という制度をつくりながら、やる気がないということがあります。

○畠野委員 驚くべき数字をもらいました。

当該年度におきましては、初任者研修の対象者の人数が、義務教育段階、高等学校段階を含めて増員するべきではありませんか。

○松野国務大臣 近年、教員の大量退職を受け、

指導教員の概算要求は来年度もしていらないんですけども、松野大臣、きちんとこの指導教員を含めて増員するべきではありませんか。

○松野国務大臣 近年、教員の大量退職を受け、

採用人数がふえており、初任者研修の対象者がこの十年間で一・五倍になつたことは、委員御指摘のとおりでございます。

このように、若手教員の育成の強化を図るために、二年目、三年目研修を実施するなど若手教員のための研修を継続して実施する例や、メンター

すよ、今のやり方が。

やはり条件整備として国が行うべきは、三十五人学級のさらなる推進を初め計画的な定数改善を行つて、現場に、子供たちのところにちゃんと教員がいる、手厚くいると。人間と人間の力によつて、学校は現場で成り立つているわけです。

初任者の願いは、悩みを聞いてくれる先生が欲しい、いい授業のコツのようなものを知りたい、暴れている子供への温かい見方を教えてくれる先生が欲しい、保護者への対応のコツも知りたい、そういう支援を心から望んでおります。

それを上から目線で締めつける初任者研修はやめて、教師は現場で育つ、初任者も現場で育つ、それを豊かに支え合える教員定数の増員を初め条件整備こそ行きべきだというふうに私は申し上げたいと思います。教員の自由と自主性の尊重を阻害するような研修への行政の関与や介入はやめるべきだ、それを強める法案はやめるべきだと申し上げたいと思います。

それで、最後に、時間がありますので、協議会について伺います。

大臣、教員の研修について教育委員会が定める指標は、協議会に参加する大学における教員養成に関する教育研究のあり方を拘束するものではないと思いますが、いかがですか。

○松野国務大臣 委員御指摘のとおり、大学の自主性、自律性を確保することは重要であると考えております。このため、当然のことではありますが、参加を望まない大学を強制的に協議会に参加させることができない仕組みにはなっておりません。

また、改正教育公務員特例法第二十二条の五第三項では、協議会において協議が調つた事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならないこととしておりますので、大学として賛同した内容については尊重していただき必要があると考えておりますが、大学として賛同しなかつた内容に関してまで尊重することを強いる仕組みにはなっておりません。

なお、文部科学省としては、協議会における協

議を機に、大学が自主的な判断により、学校現場

で現に生じている課題等を適宜教員養成に反映させることで、実践的な指導力を持った教員を養成できるよう、主体的に取り組んでいた大切なことを期待したいと考えております。

○畠野委員 主体性が前提だということです……

○永岡委員長 申し合わせの時間が来ておりました。短目に願いいたします。

○畠野委員 はい。大臣、大学の自由、学問の自由を守るということです。

○永岡委員長 時間が来ております。一言でお願いいたします。

○松野国務大臣 大学の学問の自由を守ることは当然のことです。

○永岡委員 終わりります。

○畠野委員 遂に本案に対する質疑は終局いたしました。

○永岡委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大平喜信君。

○大平委員 私は、日本共産党を代表して、教育公務員特例法等改正案に反対の討論を行います。

本法案は、大量退職、大量採用など、教員の年齢、経験年数の不均衡による弊害などを理由に、公立の小中高の教員の研修計画の仕組みを変えることを中心としたものです。

○永岡委員長 これまでの質疑は終局いたしました。

○畠野委員 私は、日本共産党を代表して、教育公務員特例法等改正案に反対の討論を行います。

本法案は、大量退職、大量採用など、教員の年齢、経験年数の不均衡による弊害などを理由に、公立の小中高の教員の研修計画の仕組みを変えることを中心としたものです。

○永岡委員長 これまでの質疑は終局いたしました。

○吉川(元)委員 社会民主党・市民連合を代表し、教育公務員特例法等の一部改正案に反対の立場から討論を行います。

本法案は、公立の小学校等の教員の資質の向上を行わず、採用抑制を続けてきた文部行政の責任であるにもかかわらず、この点への反省が全くありません。

本法案は、公立の小学校等の教員の資質の向上を行わず、採用抑制を続けてきた文部行政の責任であるにもかかわらず、この点への反省が全くありません。

ものです。本来、自主的であるべき教員の研修を、

文部科学大臣の指針のもとに置き、管理、統制し

ようというものであり、到底認められません。

また、教育委員会が指標づくりのために設置す

る協議会に教員養成大学の協力を明記し、文部科

学省の求める教員づくりに大学を組み込もうとし

ていることも看過できません。

さらに、法案は、十年経験者研修を中堅教諭等がつくられるわけではありません。一九九九年以

来、初任者研修、十年研修、さらに教員免許更新

制と、次々に行政による研修をふやしてきました

が、そのもとでどういうことが起きているでしょ

うか。

特に初任者研修は多くの矛盾を抱えており、中

教審答申も、初任者が授業を担当しつつ、多くの

校内研修や校外研修をこなさなければならぬこ

とが、初任者の消化不良につながっていると指摘

をしています。中にはパワーハラスメントの指導も横

行しています。こうした研修のあり方を根本から見直すべきです。教員の資質向上などと称して、

国の方針のもとで、あるべき教員像を示し、研修で育成する方法で問題は解決しません。

教員が、学びの専門家として、みずから職責のためには自主的に研修に取り組むことが必要で

す。行政研修の削減、校内研修の機会の確保、充実、少人数学級推進のための定数改善、多忙化の解消を進めることこそ、教育行政の責務ではあります。

そのためには、できる限り国の関与を減らし、地域や学校現場の実情に即した研修制度にするこ

と、教壇での授業や生徒指導に具体的に役立つ校

内研修を中心据え、校外研修は極力減らすなど

の措置で教員の義務感や負担感を減らしていくこ

とが重要です。

しかしながら、法案では、任命権者が定める教員研修計画に、必要な事項として文部科学省が定

める事項が盛り込まれました。また、指標の策定段階で設置が義務づけられている協議会の構成で

も、現場の教員や学校設置者が明示されない一方、協議会に参加する大学等は最終的に文科省令に委

ねられることになつています。

地域、そして学校現場の実情に沿つた自主的、

自律的な研修制度を模索するのであれば、文部科学大臣が策定する大綱的な指針以外に文部科学省

も、現場の教員や学校設置者が明示されない一方、協議会に参加する大学等は最終的に文科省令に委

ねられることになつています。

地域、そして学校現場の実情に沿つた自主的、

自律的な研修制度を模索するのであれば、文部科学大臣が策定する大綱的な指針以外に文部科学省

も、現場の教員や学校設置者が明示されない一方、協議会に参加する大学等は最終的に文科省令に委

ねられることになつています。

地域、そして学校現場の実情に沿つた自主的、

自律的な研修制度を模索するのであれば、文部科学大臣が策定する大綱的な指針以外に文部科学省

も、現場の教員や学校設置者が明示されない一方、協議会に参加する大学等は最終的に文科省令に委

ねられることになつています。

そのためには、できる限り国の関与を減らし、

地域や学校現場の実情に即した研修制度にするこ

と、教壇での授業や生徒指導に具体的に役立つ校

内研修を中心据え、校外研修は極力減らすなど

の措置で教員の義務感や負担感を減らしていくこ

とが重要です。

しかしながら、法案では、任命権者が定める教員研修計画に、必要な事項として文部科学省が定

める事項が盛り込まれました。また、指標の策定段階で設置が義務づけられている協議会の構成で

も、現場の教員や学校設置者が明示されない一方、協議会に参加する大学等は最終的に文科省令に委

ねられることになつています。

地域、そして学校現場の実情に沿つた自主的、

自律的な研修制度を模索するのであれば、文部科学大臣が策定する大綱的な指針以外に文部科学省

も、現場の教員や学校設置者が明示されない一方、協議会に参加する大学等は最終的に文科省令に委

ねられることになつています。

<p>○永岡委員長 これより採決に入ります。 内閣提出、教育公務員特例法等の一部を改正する法律案について採決いたします。</p> <p>本案に賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○永岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>○永岡委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、宮川典子君外五名から、自由民主党・無所属の会・民進党・無所属クラブ・公明党・日本維新の会及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべとの動議が提出されています。</p> <p>提出者から趣旨の説明を求めます。菊田真紀子君。</p> <p>○菊田委員 私は、提出者を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。</p> <p>案文を朗読して説明にかえさせていただきま</p> <p>す。</p> <p>教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)</p> <p>政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>一 文部科学大臣が策定する指針については、教育委員会等が地域の実情に合わせた指標を自主的・自律的に定めるための大綱的な内容のものとし、地域や学校現場に対する押し付けにならないようになります。</p> <p>二 教育委員会等が策定する指標については、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとすること。また、同指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることを周知すること。</p> <p>三 指標の策定に関する協議会においては、教育委員会や大学の教員養成課程の関係者のみ</p>
<p>ならず、協議等を通じて、地域における課題や学校現場の状況を反映させること。</p> <p>四 指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員の資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理することにより、教員の更なる過重負担を招かないようになります。</p> <p>五 中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、十年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することによる教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。</p> <p>六 学校現場で多忙を極める教員が、児童・生徒と向き合う時間を確保しつつ法の趣旨に則った効果的な研修を受講できるよう、事務職員や他の専門能力スタッフの拡充を推進するとともに、昨年六月に「教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する件」を全会一致で決議したことを踏まえ、教職員定数の計画的拡充に努めること。</p> <p>七 小学校における外國語の特別免許状の授与を決定するに当たっては、外國語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熱意や教科専門性を十分に問うものとすること。また、外國語が教科化される予定であることを踏まえ、特別免許状は例外的措置であり、小学校における外國語の専科担任制の拡充について検討すること。</p> <p>八 独立行政法人教職員支援機構の運営に当たっては、事務の効率化に努め、機構の業務範囲の拡大が組織の定員や予算の肥大化につながらないようにすること。</p> <p>以上であります。</p> <p>○永岡委員長 これにて趣旨の説明は終わり申上げます。</p> <p>〔報告書は附録に掲載〕</p> <p>○永岡委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。</p> <p>午前十時四十八分散会</p>

平成二十八年十一月十四日印刷

平成二十八年十一月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P